

# ヒトと動物の関係学会 研究倫理指針

## 動物実験研究等に係る倫理に関する指針

### 第1条 目的

ヒトと動物の関係学の範疇において実施する、動物を用いた研究等における倫理の保持、安全の確保等を図り、動物実験による研究等の適正な実施に資することを目的とし、本学会における指針を第3条に定める。

### 第2条 定義

この規程において「動物実験研究等」とは、直接的に動物（哺乳類）個体を用いて行われる、生命現象、動物および人の健康等についての学術的な解明又はその成果の応用に関する研究をいう。

### 第3条 責務

生命科学の教育・研究における動物実験の重要性とその性質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等に基づき、ヒトと動物の関係学に関する動物個体を用いた研究を行う者、機関等は、動物実験を立案し実施する場合、科学的にはもとより、動物福祉・愛護の観点からも適正な実験を実施すること。

## ライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する指針

### 第1条 目的

ヒトと動物の関係学の範疇において実施するライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等を図り、ライフサイエンス研究等の適正な実施に資することを目的とし、本学会における指針を第3条に定める。

### 第2条 定義

1. この規程において「ライフサイエンス研究等」とは、生物体、生命現象、人の健康等についての学術的な解明又はその成果の応用に関する研究をいう。
2. この規程において「研究規範」とは、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等について定められた法令、指針等をいう。

### 第3条 責務

ヒトと動物の関係学に関する研究を行う者、機関等は、ライフサイエンス研究等の実施にあたっては、高い倫理性及び自己規律を保持し、研究規範を遵守しなければならない。

このとき特に、本学会は厚生労働省の定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を支持し、この指針に基づき、人由来の試料・情報を用いた研究、あるいは人からの侵襲を伴わず、かつ介入を行わずに研究対象者から新たに取得した試料・情報を用いる研究や、既存試料・情報を用いる研究も「人を対象とする」研究に該当するものとする。これら「人を対象とする」研究に該当する場合は同倫理指針を遵守する。

## 動物介在介入の研究に係る倫理に関する指針

### 第1条 目的

ヒトと動物の関係学において実施する動物介在介入の研究等の倫理の保持、安全の確保等を図り、適正な実施に資することを目的とし、本学会における指針を第3条に定める。

### 第2条 定義

この規程において「動物介在介入の研究等」とは、動物介在療法、動物介在活動、動物介在教育およびそれに準ずる諸活動の実施ならびにその研究を指し、動物の活用、動物と動物による人の健康、福祉等についての学術的な解明又はその成果の応用に関する研究をいう。

### 第3条 責務

ヒトと動物の関係学に関する研究を行う者、機関等は、動物介在介入の研究等の実施にあたっては、高い倫理性を保持し、また、人と動物の関係に関する国際組織（International Association of Human-Animal Interaction Organizations: IAHAIO）の定める白書（White Paper）「動物介在入の定義と AAI に係る動物の福祉ガイドライン」に従い、適切な動物活用についての規範を遵守しなければならない。